

# 木次小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識にたち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

#### 【いじめの基本認識】

- ・いじめは人間として絶対許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方が大きく関わる問題であること

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導職員会

月に1度、全教職員で配慮を要する児童や学級について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図るとともに、必要に応じて支援体制を整える。

### (2) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、生徒指導部員、担任等からなるいじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (3) 人権相談窓口（いじめ、セクハラ、体罰等）

いじめを初めとする人権侵害に対する相談窓口として、養護教諭を指定・周知し相談に応じる。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- 「生活アンケート」やHyper—QU検査結果活かして、児童の実態を十分把握し、よ

りよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や達成感のもてる授業の改善と実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心など育てる。

(3) 情報モラル教育の充実

○全校児童のインターネット使用やゲーム使用の実態を掴むとともに、情報モラル教育を進めていく。

(4) 相談体制の整備

○5月のHyper—QU検査の結果を考察し、その対応策を考え、職員研修で共通理解を図り改善策に取り組み、12月2回目のHyper—QU検査を行い取組の総括を行う。

○学期ごとの「生活アンケート」等の後に、学級担任による教育相談を行い、一人一人の児童の実態と理解に努める。

○スクールカウンセラーを活用し、教育相談の充実に努める。

(5) あきば班（縦割り班）活動の実施

○あきば班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) 木次の子を育てる会における校種間の連携

○木次中学校区内の幼保小中で構成する「木次の子を育てる会」において、情報交換や交流活動等を行う。

#### 4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

○児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

○保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

○必要に応じて、住民課、健康福祉課、教育委員会、中学校等などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 生活アンケートと教育相談の実施

○学期初めに、「生活アンケート」等を実施し、その結果をもとに一人一人の児童と直接話し実態把握と児童の思いをくみ取る。

(3) ノート・日記及び日常観察の充実

○児童の休み時間や放課後の課外活動の観察に努める。

○ノートや連絡帳、日記などから交友関係の悩みやトラブルを把握する。

## 5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめ重大事態に至った」という申し立てがあった場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、雲南市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

〔資料〕 いじめ発生を確認した際の対応

